

答 申 情 第 1 6 8 号
令 和 5 年 8 月 2 5 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年7月22日付け保障第252号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

口頭意見陳述における発言の判断の根拠が分かる文書等の不存在による非公開決定事案
（諮問情第257号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年5月23日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例第6条第1項の規定により、以下の文書の公開請求をした（以下「本件請求」という。）。

2021年10月25日月曜日に行われた口頭意見陳述に於いて●●・京都市発達障害者支援センター長（以下「センター長」という。）が「診断基準に基づいていない記述がでたらめとは言えないと思います。」と発言しているので「操作的診断基準（ICD and/or DSM）に基づいていない記述がでたらめとは言えない」と判断出来る事由及び根拠を記す公文書

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年6月6日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

センター長の発言を裏付ける文書を作成も取得もしていないため。

- (3) 審査請求人は、令和4年6月23日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市発達障害者支援センターかがやきの運営について

京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）は、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、その運営を社会福祉法人京都総合福祉協会へ委託して事業を実施している。

各事業の実施に当たっては、福祉、保健、医療等の各分野の支援が総合的に提供されるよう、子ども若者はぐくみ局児童福祉センターと密接に連携して支援内容等を協議している。

かがやきは子ども若者はぐくみ局児童福祉センターの一部門に位置付けられているが、平成31年4月から事務分掌の一部が改正され、かがやきの業務のうち「発達障害者支援センターに関すること」については、保健福祉局障害保健福祉推進室において担当することになった。

(2) 本件請求に係る文書について

令和4年10月25日に、処分庁が行った処分である京都市指令保障第527、634、635、637、901、902、903、948、1018、1019及び262号に係る審査請求11件について、審査庁において行政不服審査法に基づく口頭意見陳述が実施された。

本件請求は、当該口頭意見陳述において、処分庁職員のセンター長が「診断基準に基づいていない記述がでたらめとは言えないと思います。」と発言したことに関し、「操作的診断基準 (ICD and/or DSM) に基づいていない記述がでたらめとは言えない」と判断出来る事由及び根拠を記す公文書一式を公開するよう求めたものである。

(3) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

かがやきにおいて相談支援を実施するに当たっては、支援対象者の診断は医療機関が行ったものを情報提供してもらい、かがやき内部では診断を行わない。職員が個別支援計画（現在では「個別評価・支援 プランニングシート」という。）を作成する際は、医療機関からの情報を基に記載するとともに、支援対象者から相談内容を聴取する中で、その職員が職務上培った知識や経験等に基づき、支援に向けて有効と判断した事柄などを記述している。

つまり、かがやきの記録や個別支援計画は、医学的診断についてのみ記載しているものではなく、かがやき職員の知見等に基づき、支援対象者への適切な支援に必要な情報全般について記述しているのであって、医学的診断は支援に必要な情報の一部でしかない。

以上から、医学的な診断基準に基づいていない記述がでたらめであるということにはならない。かがやきとしては、職員による記述も含め、職員が自身の担当した相談者の個別支援計画書等を適切に作成することで、発達障害者支援法に基づく支援を行っているものと認識している。

センター長の発言は、そうした認識に基づいてなされたものであり、特段、何らかの公文書に基づいたものではないことから、当該発言の事由や根拠となる文書は作成しておらず、また取得した文書もない。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 処分庁は「発言を裏付ける文書を作成も取得もしていない」（本件決定通知書）と答えているが、仮にそうであれば当該発言は如何なる事由及び根拠に基づいているのか（行政不服審査法36条）。其の根拠提出を要求する。
- (2) 「公文書」で無ければ、其れは何か。書籍か、雑誌か、其れ等以外の媒体か、或いは▲▲かがやき元職員（以下「元職員」という。）が個別支援計画書及びプロフィール票を出鱈目に作成している事を隠蔽し、元職員を庇う為にセンター長が嘘を吐いているのか。
- (3) 本件文書の存否以前にセンター長は「でたらめとは言えない」と発言しており、其れにも関わらず其の事由も根拠も答えられないのは何故か（同上）。該当する事由及び根拠が存在しないと為れば、前述した通り元職員が作成した個別支援計画書及びプロフィール票は出鱈目であり、尚且つ其れを隠蔽し、元職員を庇う為にセンター長が嘘を吐いているとしか考えられない。

- (4) 仮に本件文書を「作成も取得もしていない」(本件決定通知書)のであれば其れは何故か(同上)?
本件公文書の存否以前にセンター長が「でたらめとは言えない」と発言している事は確かであるので当該発言の真意、即ち元職員を庇う為に嘘を吐いてるのであれば其の内情を行政手続法8条1項に基づいて明記しなければならない。
- (5) 処分庁は、「医療機関からの情報を基に記載する」と書いているが、当該医療情報提供書は根拠文書として挙げられていないので、少なくとも元職員は個別支援計画等を作成する際に当該医療情報に基づいていない事に為る。
- (6) 処分庁は「その職員が職務上培った知識や経験等に基づき」、「かがやき職員の知見等に基づき」と書いているが、例え医師であろうとも一個人が持つ知見や経験は最早医学根拠として不適である。「上司の意見」や「個人の経験」の **evidence level** は低いので最早其れ等は医学的根拠に為らずそれ故に「かがやき職員の知見等」が全く医学的根拠に為らないのは自明である。
- (7) 処分庁は「医学的な診断基準に基づいていない記述がでたらめであるということにはならない。」と書いているが、前述したとおり個別支援計画等が「その職員が職務上培った知見や経験等」及び「かがやき職員の知見等」に基づいて書かれている時点に於いて **evidence level** が最低であるので、医学的に出鱈目であると断定され仮にセンター長が持つ「知識や経験等」及び「知見」等に基づいて書かれているとしても、**evidence level** は未だ低く十分な医学的根拠には為らないのである。
- (8) 更に処分庁は「発達障害者支援法に基づく支援を行っているものと認識している。」、「そうした認識に基づいてなされたものであり」と書いているが此れ等は処分庁自身が作成した資料に依り否定される。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る公文書について

本件請求は、令和4年10月25日に実施された口頭意見陳述において、センター長が「診断基準に基づいていない記述がでたらめとは言えないと思います。」と発言したことに関し、「操作的診断基準(ICD and/or DSM)に基づいていない記述がでたらめとは言えない」と判断出来る事由及び根拠を記す公文書を公開するよう求めたものである。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、センター長の発言は、かがやきの記録等が医学的診断や職員の知見等に基づき、対象者への適切な支援に必要な情報全般について記述しているものであることを前提にしたものであり、特段、何らかの公文書に基づくものではないことから、請求に係る公文書は作成も取得もしていないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、センター長の発言について、判断根拠となる公文書があるはずだと主張

する。

ウ 一般に、市民等から業務に関する質問を受け、それに対する回答を検討する際には、手続や基準等の定型的なものについては手引や問答集のような公文書が利用される場合が多いと考えられる。一方で、業務等に対する職員の考え方や認識に関するものについては、業務上の経験等を踏まえた総合的な知見に基づき判断する場合もあり、特定の公文書にその根拠を求めることができない場合があると考えられる。

本件では、職員の業務に対する認識に関する発言について、当該発言の根拠となる公文書の特定が求められているが、とりわけこのような場合には該当する公文書が存在しないことは不自然ではない。

エ 以上から、当審査会は、本件請求に係る公文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和4年 7月22日 諮問
8月29日 諮問庁からの弁明書の提出
9月27日 審査請求人からの反論書の提出
令和5年 7月19日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第4回会議）
8月25日 審議（令和5年度第5回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

※ 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて準用する第33条及び第36条に基づく
手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、これらの手続を経なくても十分
な審議が可能であると判断し、いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）